

宮崎市設計等委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）その他別に定めがあるもののほか、本市が委託契約を締結した設計等委託業務の円滑かつ適正な検査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 検査は、次に掲げる委託業務について、委託業務担当課で実施するものとする。

- (1) 設計業務、工事監理業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 調査・計画業務、測量業務
- (4) 用地・補償調査業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査に関する業務

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するときに行う検査
- (2) 出来高検査 委託業務の契約（以下「委託契約」という。）の相手方（以下「受注者」という。）から部分払いの請求があったとき又は委託契約の解除等により委託業務の中止若しくは打ち切りをするときに行う検査
- (3) 中間検査 委託契約に定める委託業務期間中に必要に応じて行う検査
- (4) 一部完了検査 委託業務の一部が完了した場合であって、その完了した部分の引渡しを受けることを前提に行う検査

(検査員等)

第4条 検査は、委託業務担当課の係長級以上の職員で、市長から検査を命ぜられた者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 委託業務担当課の職員で、委託業務の調査を命ぜられた職員（以下「担当調査職員」という。）は、検査員を兼ねることができない。

(検査の方法)

第5条 検査員は、受注者が契約書及び設計書、図面、仕様書その他関係書類（以下「設計図書」という。）に基づき、委託業務を適正に履行、完了しているかを確認するものとする。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、検査の実施に当たっては、委託業務の担当調査職員、受注者又はその管理技術者等を立ち合わせるものとする。ただし、受注者又は管理技術者等が立ち会わないときは欠席のまま検査を行うことができる。

(検査の延期又は中止)

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を延期し、又は中止することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により、検査を実施することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により、検査を実施することができないと認められるとき。

(委託業務成績評定)

第8条 検査員、委託業務担当課の担当調査職員及び担当係長は、別に定める宮崎市設計等委託業務成績評定要領に基づき、委託業務成績評定表を作成するものとする。

(検査調書)

第9条 検査員は、検査の結果、委託業務の内容が、契約書及び設計図書に適合していると認めるときは、速やかに検査調書を作成し、委託業務担当課長に提出するものとする。

(検査記録の整理)

第10条 委託業務担当課長は、委託業務の検査過程を明確にするため、検査記録その他必要な書類を整備するものとする。

(修補)

第11条 検査員は、検査の結果、委託業務の内容や成果品が委託契約の内容に適合していないと認めるときは、委託業務担当課長に報告したうえで、手直し指示書により、受注者に修補を指示するものとする。ただし、軽微な修補については、口頭により指示することができる。

2 前項に規定する指示があったときは、担当調査職員は、受注者に必要な措置を講じさせるものとする。

(修補の完了)

第12条 受注者は、前条第1項の規定により指示された修補が完了したときは、手直し完了届を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、手直し完了届の提出があったときは、速やかに再検査を行うものとする。ただし、前条第1項ただし書の軽微な修補については、担当調査職員への報告をもって代えることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。